

# 第4章

## 環境施策の展開

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

自然環境

生活環境

循環型社会

脱炭素社会

人づくり



# 第4章

## 環境施策の展開

### 自然環境

#### 基本目標 1

豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

#### 将来イメージ

- 市民・事業者・行政などの多様な主体が連携しながら、谷津と台地を中心とした里山や水辺の保全に取り組むことで、本市の自然環境が適切に維持されています。
- 生きものの生息・生育環境を定期的にモニタリングし、市域への外来種の移入を防ぐことで、地域固有の多様な動植物の生態系や希少生物の生育環境が維持されています。
- 環境教育を通じて、市民・事業者の水辺への関心が向上しています。また、市民・事業者・行政の協働により湧水や河川の清掃活動・水質調査が継続して行われています。
- 市民による公園美化活動や花壇づくり活動が活発に行われるとともに、事業者による大規模な開発行為において緑化が徹底されるなど、緑潤う生活空間がつくられています。
- 地域の文化財や歴史資料などが適切に保存されており、文化・歴史と自然との調和が感じられるまちづくりが行われています。

#### 関連するSDGs



松崎台の谷津



牧の原地区の街並み

## 個別目標 1 谷津と台地を中心とした里山の保全

## 現状と施策展開の方針

本市は自然環境が豊かな地域であり、利根川・印旛沼・手賀沼などの水辺環境や谷津と台地を中心とした里山は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

中でも谷津は、長い年月の中で利根川水系による台地の浸食と海面の変動によって平らな谷底を持つ浅い谷地形がつくられた地質的な成り立ちを示すとともに、せり上がる樹林地・斜面林と湧き出る地下水、それらを利用して人々が作り上げた谷津田から構成されています。

谷津と台地を中心とした里山は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、下草刈り、山菜採りといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって植生が保たれ、継承されてきた貴重な資源です。

しかしながら、近年は農家の後継者不足や産業構造の変化に伴う離農者の増加などにより、かつての農地が宅地やその他用地へ転用されたり、遊休農地となることで人の手が入らなくなり動植物の種類が乏しくなる（生物多様性の低下）など、里山の荒廃、機能の低下が懸念されます。

継承してきたこれらの豊かな自然環境を維持するため、市内における農業の活性化を図るほか、放棄された水田などに隣接する水路や農道、斜面林の保全管理を、農家、非農家（市民や環境活動団体など）、行政の協働により取り組んでいきます。

| 指標                            | 現状<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度) |
|-------------------------------|---------------|-----------------|------------------|
| 里山保全活動団体数                     | 12 団体         | 現状以上            | 現状以上             |
| 里山保全回数                        | 11 回          | 現状以上            | 現状以上             |
| 農振農用地面積                       | 3,101ha       | 現状維持            | 現状維持             |
| 認定農業者及び認定新規就農者 <sup>※</sup> 数 | 67 経営体        | 77 経営体          | 77 経営体以上         |
| 遊休農地面積                        | 459ha         | 現状以下            | 現状以下             |
| 多面的機能支払交付金 <sup>※</sup> 交付団体数 | 11 団体         | 現状以上            | 現状以上             |

## 施策の内容

| 樹林地・斜面林の保全   | 担当課   |
|--|-------|
| ○保全活動の担い手の確保や育成に向け、森林整備補助事業を実施します。   | 農政課   |
| ○ <b>地域森林計画対象民有林</b> <sup>*</sup> やその他樹林地において、所有権の調査や森林環境譲与税を活用した維持管理の仕組みづくりなどを検討していきます。 | 農政課   |
| ○市民・事業者・行政の協働による里山保全事業を実施します。  | 環境保全課 |

| 農地の保全  | 担当課           |
|--|---------------|
| ○優良な農地を保全するために <b>農用地域</b> <sup>*</sup> を指定します。                                    | 農政課           |
| ○農業従事者の高齢化や後継者不足などによる農地の荒廃を防ぐため、農業後継者や新規就農者を支援するとともに、意欲ある担い手に農地の利用集積を促進します。        | 農政課           |
| ○遊休農地の発生防止のため、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地中間管理事業による支援や、補助金を活用した耕作放棄地の再生事業の活用などを促進します。      | 農政課           |
| ○市民やボランティアなど多様な人々の農業への理解と関心を深めるために市民農園の利用を促進します。                                   | 農政課           |
| ○農作物の地産地消を振興するため、農作物直売所が行う販売促進事業を支援するとともに、保育園・学校などにおける食育や農業体験を実施します。               | 農政課<br>関係各課   |
| ○環境保全型農業を促進するため、低農薬・無農薬栽培を支援します。   | 農政課           |
| ○水路、農道や法面などの農業を支える共用施設の保全管理に取り組む農業者や地域住民の共同作業を支援します。                               | 農政課           |
| ○谷津の保全に向け、営農地については土地所有者と行政、遊休農地については土地所有者、市民、事業者、行政などの協働に基づく保全・活用に向けた仕組みづくりを検討します。 | 環境保全課<br>関係各課 |

## 個別目標 2 生きものの生息・生育空間の保全

## 現状と施策展開の方針

市内の自然環境調査では、ホタル、サシバやキンラン<sup>\*</sup>をはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。また、初夏に谷津周辺で飛翔するホタルは毎年多くの市民が見に訪れ、古くから地域で親しまれてきました。

一方、カミツキガメやナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクなどの**特定外来生物**<sup>\*</sup>が増加しており、本市特有の生物や生態系にとって大きな脅威となっているほか、イノシシ、ハクビシンやコブハクチョウなどの**有害鳥獣**<sup>\*</sup>による生活被害や農作物被害も増加しています。

私たちの暮らしは、生活に欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、生態系から得られる恵みによって支えられています。本市の恵まれた自然環境や豊かな生態系を守り、保全していくために、市民や事業者と生物多様性の有する機能や重要性を広く共有していきます。

また、利根川・印旛沼・手賀沼などの水辺環境について、環境教育を通じた市民の意識向上を図るとともに、清掃活動や湧水調査など、市民と行政の協働による維持管理に努めていきます。

| 指標          |    | 現状<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度) |     |
|-------------|----|---------------|-----------------|------------------|-----|
| 在来種の生息・生育種数 | 植物 | 682           | 現状維持            | 現状維持             |     |
|             | 動物 | 哺乳類           |                 |                  | 8   |
|             |    | 鳥類            |                 |                  | 96  |
|             |    | 爬虫類           |                 |                  | 10  |
|             |    | 両生類           |                 |                  | 6   |
|             |    | 昆虫類           |                 |                  | 716 |
|             |    | 魚類            |                 |                  | 12  |
| 外来種の生息・生育種数 | 植物 | 285           | 現状以下            | 現状以下             |     |
|             | 動物 | 哺乳類           |                 |                  | 2   |
|             |    | 鳥類            |                 |                  | 4   |
|             |    | 爬虫類           |                 |                  | 2   |
|             |    | 両生類           |                 |                  | 2   |
|             |    | 昆虫類           |                 |                  | 21  |
|             |    | 魚類            |                 |                  | 13  |

## 施策の内容

| 生きものの生息・生育空間の把握   | 担当課   |
|---|-------|
| ○動植物の生息・生育状況を把握するため、定期的に市域全域での自然環境調査を実施するほか、市民から情報を収集します。 | 環境保全課 |
| ○地域のランドマークやシンボルとなる巨樹・古木などの独立樹の保全に向け、定期的な調査を実施します。         | 環境保全課 |

| 多様な生態系の保全   | 担当課           |
|---|---------------|
| ○生物多様性の維持に向け、貴重な動植物の生息・生育環境の保全方法を検討します。   | 環境保全課         |
| ○外来種への対策として、県と連携し、市域における在来種の生息・生育状況に悪影響を与えるリスクの高い特定外来生物の防除を実施します。   | 環境保全課         |
| ○ペットが野外に逃げ出したり捨てられることで生態系に及ぼす悪影響を防ぐため、市民・事業者へ適切な管理に関する意識啓発を行います。  | 環境保全課         |
| ○有害鳥獣対策として、捕獲・追い払いのほか、電気柵の普及拡大や捕獲従事者の担い手の充実を図ります。また、捕獲従事者の高齢化及び負担軽減に対応するため、ICT <sup>※</sup> を活用した捕獲の推進など効率的かつ省力化に向け取り組んでいきます。 | 環境保全課         |
| ○動植物が生息・生育する場所の環境保全意識の高揚を図り、野生生物全般の乱獲や過度な採取を抑制するため、自然探訪や自然教室など身近な自然と触れ合う機会を提供します。   | 環境保全課         |
| ○生態系を保全するため、一定規模以上の開発に際しては、野生生物の生育・生息環境に配慮した事業の実施を事業者へ要請します。  | 環境保全課<br>関係各課 |

| 水辺環境の保全  | 担当課   |
|--|-------|
| ○良好な水辺環境を維持するため、多様な自然が保たれる工法を用いた河川・農業用水路などの整備を関係機関に要請します。          | 環境保全課 |
| ○印旛沼・手賀沼周辺において、草刈や堆積土の除去、周辺の樹木の枝払いや伐採など、市民参加による水辺の清掃活動や保全活動を実施します。 | 環境保全課 |
| ○湧水ポイントを把握するとともに、適切に保全します。   | 環境保全課 |



## 個別目標 3 暮らしと自然のつながりの確保

## 現状と施策展開の方針

本市には、里山をはじめとする自然・田園風景が広がっているとともに、まちづくりを通じて都市公園や街路樹などの身近な緑が保全・創出されています。

一方、千葉ニュータウンを中心とした市街地では、ゆとりと落ち着きのある住宅地や賑わいのある大型商業施設・業務施設など全体的にまとまりのある景観が形成されています。

市内各所に見られる社寺や木下貝層をはじめとする指定文化財、その周辺に残る社寺林や屋敷林などは、人と自然が関わりあい形づくってきた文化・歴史景観を示しています。

今後も、市民が住み続けたいと思えるまちとするためには、本市特有の景観を継承・向上させ、暮らしの中で樹木や草花などの緑を身近に感じられるまちづくりを行い、地域への愛着や誇りを醸成していくことが重要です。

引き続き、公園・道路美化活動の推進や印西市開発事業指導要綱に基づく指導、緑化の要請などを行うとともに、地域に関わる市民や事業者を含めた人々との協働により、印西市を取り囲む利根川・印旛沼・手賀沼と里山からなる生態系ネットワークに配慮しながら、暮らしと自然のつながりの確保を図っていきます。

| 指標         | 現状<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度) |
|------------|---------------|-----------------|------------------|
| 公園美化活動の団体数 | 26 団体         | 29 団体           | 29 団体以上          |
| 道路美化活動の団体数 | 15 団体         | 現状以上            | 現状以上             |
| 文化財指定数     | 49 件          | 現状以上            | 現状以上             |

## 施策の内容

| 自然と調和したまちづくり  | 担当課           |
|---|---------------|
| ○うるおいのある生活空間の創出に向けて、四季を通じて市内各所に花が咲き誇る魅力あるまちづくりを市民とともに進めます。  | 都市整備課<br>関係各課 |
| ○市民・事業者が自発的かつ自主的に行う公園の美化活動に対し、管理に必要な物品や用具の貸与・支給などの支援を行います。  | 都市整備課         |
| ○緑地協定 <sup>*</sup> により、住宅地の緑化を促進します。また、一定規模以上の工場や事業所などについては、事業者に対して緑化協定 <sup>*</sup> に基づいた緑の創出を要請します。 | 都市整備課         |
| ○街中の良好な緑陰空間 <sup>*</sup> や都市景観の形成に向けて、街路樹など植栽帯の適切な整備・管理を行います。   | 土木管理課         |
| ○「印西市景観計画」に基づき、本市の原風景である里山や、広大な田園などの緑あふれる景観の保全、それらを活かした景観まちづくりを推進します。                                 | 都市計画課         |
| ○開発行為を行う事業者に対し、印西市開発事業指導要綱に基づく指導を実施するなど、土地利用の適正な誘導を行い、街中における緑の保全を図ります。                                | 都市計画課         |

| 文化・歴史の保全  | 担当課           |
|---|---------------|
| ○郷土伝統文化の継承・公開や史跡整備・活用事業などを通じて郷土意識の涵養を図り、社寺やその周辺に残る社寺林・屋敷林など本市特有の風景を保全します。 | 生涯学習課<br>関係各課 |



|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| <b>基本目標 2</b> | 生活環境                     |
|               | 安心で快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり |

**将来イメージ**

- 大気や水質、放射性物質などに対する調査・監視・指導の継続や家庭・事業所において排水への配慮、施設の適切な管理などの自主的な環境配慮の取組が定着したことで、環境基準が達成されています。
- 道路や工場、建設作業などから発生する騒音・振動、悪臭への適切な対策・指導を実施したことで、快適な生活環境が保たれています。また、行政による意識啓発によって生活騒音や悪臭に関する市民の意識が向上し、近隣住民間での配慮がなされています。
- 市による監視体制の強化などにより、不法な残土の埋立行為が防止されるなど、安全・安心に暮らせるまちになっています。

関連するSDGs

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>  | <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>  | <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>  | <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>  |
|--|---|--|---|--|



亀成川



河川の水質調査

## 現状と施策展開の方針

本市では、高花地区に一般環境大気測定局が設置され、年間を通じて大気の状態が観測されています。本市の二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び **PM2.5**<sup>\*</sup>は環境基準値以下で推移していますが、**光化学オキシダント**<sup>\*</sup>は環境基準を達成していません。

水質環境については、公共下水道の整備、認可区域外における合併処理浄化槽の普及などの対策を実施してきました。

今後は、師戸川や印旛沼・手賀沼などの水質改善に向け、広域的な連携のもと、生活系や産業系、面源系などの排水による複合的な要因を踏まえた新たな取組の検討・実施を進めます。

騒音・振動については、市内の主要幹線道路を中心に実施する騒音・振動調査を継続し、定期的な調査や寄せられた苦情などをもとに発生源へ適切な指導を行うことで改善を図ります。

| 指標                          | 現状<br>(R2 年度)   | 中間目標<br>(R8 年度)                   | 最終目標<br>(R13 年度)                  |
|-----------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 濃度 | 0.024 ppm       | 千葉県環境目標値 (0.04ppm)以下を維持           | 千葉県環境目標値 (0.04ppm)以下を維持           |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度            | 0.038 ppm       | 環境基準(0.10mg/m <sup>3</sup> )以下を維持 | 環境基準(0.10mg/m <sup>3</sup> )以下を維持 |
| 光化学スモッグ注意報発令回数              | 0 回             | 現状維持                              | 現状維持                              |
| 亀成川の BOD 濃度                 | 2.0mg/L         | 環境基準 (3mg/L) 以下を維持                | 環境基準 (3mg/L) 以下を維持                |
| 神崎川の BOD 濃度                 | 0.9mg/L         | 環境基準 (2mg/L) 以下を維持                | 環境基準 (2mg/L) 以下を維持                |
| 師戸川の BOD 濃度                 | 6.8mg/L         | 環境基準 (3mg/L) 以下を維持                | 環境基準 (3mg/L) 以下を維持                |
| 印旛沼の COD 濃度 <sup>*</sup>    | 12.0mg/L        | 環境基準 (3mg/L) 以下を維持                | 環境基準 (3mg/L) 以下を維持                |
| 手賀沼の COD 濃度                 | 11.0mg/L        | 環境基準 (5mg/L) 以下を維持                | 環境基準 (5mg/L) 以下を維持                |
| 地下水の水質汚濁に係る環境基準(28 項目)      | 調査 2 地点全項目基準を達成 | 全調査地点・全項目の基準達成                    | 全調査地点・全項目の基準達成                    |
| 下水道普及率                      | 83.0%           | 85.0%                             | 85.0%以上                           |
| 下水道整備率                      | 96.0%           | 現状以上                              | 現状以上                              |
| 合併処理浄化槽普及率                  | 82.8%           | 現状以上                              | 89.0%以上                           |
| 合併処理浄化槽設置基数 (補助対象分累計)       | 3,588 基         | 4,160 基                           | 4,510 基                           |
| 土壌の汚染に係る環境基準(29 項目)         | 調査 3 地点全項目基準を達成 | 全調査地点・全項目の基準達成                    | 全調査地点・全項目の基準達成                    |
| 道路交通騒音測定値                   | 調査 4 地点で環境基準を達成 | 全調査地点で環境基準達成                      | 全調査地点で環境基準達成                      |

## 施策の内容

| 大気環境の保全  | 担当課     |
|--|---------|
| ○大気環境を常時監視するとともに、環境基準を超過した際は注意喚起を行います。                     | 環境保全課   |
| ○工場・事業場などからの排出ガス抑制に関する普及啓発と指導を行います。                        | 環境保全課   |
| ○排出ガスの少ない自動車や運転方法について普及啓発を図るとともに、公共交通機関の利用促進に向けた呼びかけを行います。 | 環境保全課   |
| ○野焼き行為を防止するため、広報紙・ホームページによる意識啓発やパトロールによる監視などを行います。         | クリーン推進課 |

| 水・土壌環境の保全  | 担当課           |
|--|---------------|
| ○市内の水質環境を把握するため、河川、湧水、地下水及び工場排水などの水質の定期測定を実施します。水質事故の発生時には発生源施設への立ち入りや指導を行います。 | 環境保全課         |
| ○下水道が未整備となっている区域の計画的な公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内の水洗化に努めます。                          | 下水道課          |
| ○公共下水道が整備されていない地区における高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置後の維持管理の必要性を周知徹底します。         | 環境保全課         |
| ○家庭の生活排水対策の一環として、使用済み食用油の回収・資源化などを行います。  | クリーン推進課       |
| ○台地での降雨の適正な水循環を図っていくため、雨水貯留施設や雨水浸透柵などの設置普及を進めます。                               | 環境保全課<br>関係各課 |
| ○地下水の適切な利用について、意識啓発・指導を行います。   | 環境保全課         |
| ○歩道の新設・改良工事の際には、透水性舗装による整備を推進します。  | 建設課           |
| ○不法な残土の埋立を防止するため、盛土の監視パトロールを実施するほか、特定事業の申請者には法令の遵守を徹底するよう指導を行います。              | 環境保全課         |

| 騒音・振動・悪臭の防止   | 担当課   |
|---|-------|
| ○市内道路における騒音・振動調査を実施するとともに、関係機関に対し、道路の適正な維持・管理対策の充実・強化を働きかけます。 | 環境保全課 |
| ○事業所・商業施設、建設作業を発生源とする騒音・振動について、法令及び条例に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。 | 環境保全課 |
| ○家庭を発生源とする生活騒音について意識啓発を行い、市民の意識の高揚を図ります。                      | 環境保全課 |
| ○「悪臭防止法」及び「印西市環境保全条例」に基づき悪臭の発生源の管理者へ指導を行います。                  | 環境保全課 |

## 現状と施策展開の方針

私たちの生活は様々な化学物質に囲まれており、そうした化学物質は暮らしを便利で快適にする一方で、適切に管理されないことで人の健康や動植物に悪影響を及ぼすものや、廃棄物の焼却過程などでダイオキシン類を発生させる有害なものもあります。

また、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、放射性物質による環境汚染という新たな環境問題も生まれました。

安全・安心な生活を守っていくには、これらの有害化学物質による市内の環境汚染を未然に防ぐことが重要であり、本市では県や周辺市町、印西地区環境整備事務組合などと連携し、有害化学物質の監視を行っています。また、印西クリーンセンターや市役所などにおけるダイオキシン類濃度の測定、市内公共施設における空間線量率<sup>\*</sup>の測定を行っています。

引き続き、有害化学物質の発生源における監視・指導を行い、安全・安心な暮らしの確保に努めるとともに、有害化学物質に係る市民・事業者への情報提供として測定結果の公表を行っています。

| 指標                       | 現状<br>(R2 年度)   | 中間目標<br>(R8 年度)                          | 最終目標<br>(R13 年度)                         |
|--------------------------|---|--|--|
| ダイオキシン類大気環境濃度            | 印西市役所<br>0.035pg-TEQ/m <sup>3</sup><br>印西市高花測定局<br>0.066pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup><br>以下を維持(環境基準)  | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup><br>以下を維持(環境基準)  |
| 印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値 | 1号炉:<br>0.041ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>   | 1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup><br>以下を維持(排出基準)   | 1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup><br>以下を維持(排出基準)   |
|                          | 2号炉:<br>0.022ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>   |  |  |
|                          | 3号炉:<br>0.040ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>   | 0.5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup><br>以下を維持(排出基準) | 0.5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup><br>以下を維持(排出基準) |
| 公共施設における空間放射線量達成率        | 全地点の基準達成<br>(172 地点)  | 全地点の基準達成                                 | 全地点の基準達成                                 |

## 施策の内容

| 有害化学物質の適正管理  | 担当課              |
|--|------------------|
| ○県や周辺市町、印西地区環境整備事業組合などと連携して、ダイオキシン類等の有害化学物質対策を継続して進めるとともに、情報収集に努め、有害化学物質等に対する取り組みについて、市民・事業者に分かりやすく情報を提供します。 | 環境保全課<br>クリーン推進課 |
| ○有害化学物質汚染が確認された場合は、県と連携し原因究明及び発生源の管理者に対し再発防止の指導を行います。  | 環境保全課            |
| 放射性物質に対する安全・安心の確保  | 担当課              |
| ○市内における放射性物質を監視するとともに、調査結果について市民・事業者へ情報提供を行い、必要に応じて国、県など関係機関と連携しながら放射線量低減の対策を講じます。                           | 環境保全課<br>関係各課    |



循環型社会  
**基本目標 3** 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

将来イメージ

- 市民と行政の連携による地域パトロールや監視カメラの運用などにより、不法投棄が防止されています。また、環境美化意識の向上によりポイ捨てのない美しいまちづくりが行われています。
- ライフスタイル・ビジネススタイルにおけるごみの減量化の意識が高まっており、減量化したごみについても、分別・リユース<sup>※</sup>・リサイクルなど適切に処理されています。
- プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減に向けた意識が高まり、リユースしやすい商品を販売・購入する、必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなどの取組が市民・事業者において定着しています。

関連するSDGs

|                 |                     |                   |                 |                  |                  |
|-----------------|---------------------|-------------------|-----------------|------------------|------------------|
| <p>2 目標をゼロに</p> | <p>7 再生可能エネルギーに</p> | <p>9 産業と技術革新の</p> | <p>12 つくる責任</p> | <p>14 海の豊かさを</p> | <p>15 陸の豊かさも</p> |
|-----------------|---------------------|-------------------|-----------------|------------------|------------------|



クリーン印西推進運動



食品ロス削減協力店ステッカー

## 現状と施策展開の方針

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロール、監視カメラの設置などを実施しているほか、市民団体や事業者と連携してゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動に取り組んでいます。

不法投棄の発生件数は令和2（2020）年度において185件であり、過去の500件近い件数からは大幅に減少していますが、近年の発生件数はほぼ横ばいで推移しており、依然として山林の道路脇など人目につきにくい場所での投棄が見受けられます。

ごみの不法投棄やポイ捨ては景観や自然環境、生活環境に悪影響を与えており、また不法投棄を処理せずに放置していると「捨てやすい環境」と捉えられ、さらなる不法投棄の要因となる傾向があることから、ごみがなく、人の手が入っていることが感じられる「捨てられにくい環境づくり」が重要です。

本市では、ゴミゼロ運動など市民・事業者と連携した清掃活動を通じて、身近な地域の環境を清潔に保つ意識を育むとともに、市民との連携体制の構築など、より一層の監視体制の強化を図っていきます。

| 指標              | 現状<br>(R2年度)          | 中間目標<br>(R8年度) | 最終目標<br>(R13年度) |
|-----------------|-----------------------|----------------|-----------------|
| ゴミゼロ運動参加団体数     | 193 団体 <sup>(注)</sup> | 195 団体         | 195 団体以上        |
| クリーン印西推進運動参加団体数 | 166 団体 <sup>(注)</sup> | 現状以上           | 現状以上            |
| 市民からの不法投棄通報件数   | 59 件                  | 40 件           | 40 件以下          |

(注)ゴミゼロ運動参加団体数とクリーン印西推進運動参加団体数の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

## 施策の内容

| 環境美化活動の推進  | 担当課     |
|--|---------|
| ○環境美化意識の向上を図るため、市民・事業者・行政が一体となり、ゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動などの環境美化活動を行います。 | クリーン推進課 |
| ○歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の適正な運用を図り、環境美化意識の向上を図ります。                         | クリーン推進課 |

| 不法投棄の未然防止  | 担当課     |
|--|---------|
| ○監視カメラの運用やパトロールの強化により、不法投棄やポイ捨てがされにくい環境づくりに努めます。               | クリーン推進課 |
| ○不法投棄やポイ捨てがされにくい環境づくりに向け、土地の所有者へ情報提供・意識啓発を行うほか、市民との連携体制を構築します。 | クリーン推進課 |

## 個別目標 2 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

## 現状と施策展開の方針

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動は、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築するためには、廃棄されるごみを減らし、ごみを含む限りある資源を有効に活用することが重要です。

本市では、人口や事業所の増加により、ごみ排出量は増加傾向にあります。また、本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国及び県の平均値をともに下回っていますが、平成30（2018）年度以降はそれまでの減少傾向から増加に転じており、削減に向けた努力が求められます。

今後は、ごみの減量化・資源化に向けて発生抑制（**リデュース**※）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動の更なる推進に取り組み、「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努め、より一層のごみ減量化を進めていきます。

また、昨今の世界的な課題として取り上げられている海洋プラスチック及び食品ロス問題について、プラスチックの使用削減や適正処理に向けた分別、家庭や飲食店での食べ残しの削減、余剰食品のフードバンクへの提供・活用など、市民・事業者・行政と連携のもと取組を推進していきます。

| 指標                     | 現状<br>(R2 年度)       | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度) |
|------------------------|---------------------|-----------------|------------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量          | 884g                | 747g 以下         | 706g 以下          |
| 生ごみ処理容器等購入費補助<br>交付基数  | 87 基                | 現状以上            | 現状以上             |
| ごみの減量などに係る出前講<br>座実施回数 | 19 回 <sup>(注)</sup> | 現状以上            | 現状以上             |

(注)ごみの減量などに係る出前講座実施回数の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。



## 施策の内容

| ごみの発生抑制   | 担当課     |
|---|---------|
| ○食品ロスの啓発や <b>フードドライブ</b> *事業への協力などを通じて、市内の食品ロス削減を推進します。 | クリーン推進課 |
| ○生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理容器等購入補助制度の継続を通じて、生ごみの減量化を図ります。         | クリーン推進課 |
| ○剪定枝粉碎機貸出の啓発や剪定枝粉碎機購入補助制度の検討を通じて、剪定枝の減量化を図ります。          | クリーン推進課 |
| ○減量計画書の活用や事業者への啓発を通じて、事業系ごみの減量化を推進します。                  | クリーン推進課 |
| ○レジ袋やプラスチック製容器などの使い捨てプラスチック製品の使用削減を推進します。               | クリーン推進課 |
| ○家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の適正化について検討します。                    | クリーン推進課 |

| ごみの分別・リユース・リサイクル  | 担当課           |
|---|---------------|
| ○広報紙、ホームページなどを通じ、分別意識の徹底を図ります。また、ごみ減量化に関する説明会を充実し、市のごみ処理施策への協力を求めるとともに、市民の声を直接聴ける意見交換を行います。 | クリーン推進課       |
| ○プラスチックの適正処理に向け、ペットボトルやプラスチック製容器包装のほか、プラスチック製品などについても回収及び資源化について検討します。                      | クリーン推進課       |
| ○有価物集団回収奨励金交付事業の継続、市内の店頭回収実施店舗の一覧化、資源物として回収できる新たな品目の選定などを通じて資源回収を推進します。                     | クリーン推進課       |
| ○リサイクル情報広場事業や子ども服リユース事業（おさがりマルシェ）を継続し、市内のリサイクル活動やリユース活動に関する意識啓発を行います。                       | クリーン推進課       |
| ○行政の物品調達にあたっては、「グリーン購入推進指針」に基づき、リサイクル品の購入・使用などに努めます。  | 環境保全課<br>関係各課 |
| ○ごみの減量化・資源化についての関心の向上を図るため、ごみ処理・リサイクル施設の見学会を実施するほか、出前講座や「環境フェスタ」などの学習機会の充実を図ります。            | クリーン推進課       |

| 適正なごみ処理の体制整備・推進  | 担当課     |
|--|---------|
| ○ごみの安定処理の継続や循環型社会の構築を図るため、「印西地区ごみ処理基本計画」に基づき、印西クリーンセンターや一般廃棄物最終処分場における適正なごみの処理体制を維持していきます。 | クリーン推進課 |
| ○老朽化に伴い新たに整備を予定する次期中間処理施設整備事業を通じて、適正なごみの処理体制を整備していきます。                                     | クリーン推進課 |

## 脱炭素社会

## 基本目標 4

カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

## 将来イメージ

- **COOL CHOICE**<sup>クールチョイス</sup>※が定着し、日常生活や事業活動への省エネルギー設備の導入やエコドライブの実践など、環境に配慮した行動を上手に取り入れることで、快適性を保ちながらエネルギー消費を抑えた生活や事業活動が行われています。
- 家庭や事業所での再生可能エネルギー利用が進み、さらに、省エネルギー及び創エネルギーを兼ね備えた住宅（**ZEH**※）、工場やビル（**ZEB**※）が市内に増えたことで、環境負荷の少ないエネルギー消費が実現しています。
- 充電ステーションや水素ステーションなどのインフラ設備の整備に伴い、**次世代自動車**※が普及しており、また、徒歩や自転車、公共交通機関で移動しやすいまちづくりが進んでいることで、自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出量が削減されています。
- 大型台風や崖崩れに対する防災対策、異常高温に伴う熱中症予防への意識が高まるなど、気候変動の影響に対する被害の最小化、または回避が図られています。

## 関連するSDGs



太陽光発電システム



グリーンカーテン

## 個別目標 1 温室効果ガスの排出抑制

### 現状と施策展開の方針

本市における温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年度の 571.0 千 t-CO<sub>2</sub>と比べて、平成 30（2018）年度では 638.8 千 t-CO<sub>2</sub>と増加傾向にあることから、排出抑制に向けた取組を強化する必要があります。

そのため本市では、省エネルギー性能の高い設備の導入促進などにより、省エネルギーを推進するとともに、災害時の自立分散型エネルギーとしても活用することができる再生可能エネルギーのより一層の普及拡大を図り、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

また、環境にやさしい交通環境の充実や徒歩・自転車で利用しやすい環境の整備のほか、次世代自動車やカーシェアリング<sup>※</sup>の普及などによるモビリティの低炭素シフトを通じて、環境に配慮したまちづくりを推進します。

今後は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に示した取組を進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガスの排出抑制に努めます。

| 指標                              | 現状<br>(R2 年度)                             | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度)             |
|---------------------------------|---|-----------------|------------------------------|
| 市域の温室効果ガス排出量                    | 571.0 千 t-CO <sub>2</sub> <sup>(注1)</sup> | 現状以下            | 308.3 千 t-CO <sub>2</sub> 以下 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数(補助対象分累計) | 309 件                                     | 700 件           | 1,100 件                      |
| ふれあいバス利用者数                      | 245,944 人 <sup>(注2)</sup>                 | 現状以上            | 現状以上                         |
| 市内駅の 1 日平均乗車人員                  | 29,930 人 <sup>(注2)</sup>                  | 現状以上            | 現状以上                         |

(注 1)市域の温室効果ガス排出量の現状については、平成 25 年度の実績としています。

(注 2)ふれあいバス利用者数と市内駅の 1 日平均乗車人員の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

### 施策の内容

|   |               |
|---|---------------|
| 省エネルギーの推進   | 担当課           |
| ○建築物の省エネルギー化や家庭・事業所における省エネルギー設備・機器の導入促進、省エネルギーなライフスタイルへの転換を促す普及啓発を行います。                 | 環境保全課         |
| 再生可能エネルギーの利用促進  | 担当課           |
| ○家庭・事業所における再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、バイオマス・その他未利用エネルギーの活用に向けた調査・研究を行います。                    | 環境保全課<br>関係各課 |
| 環境に配慮したまちづくりの推進   | 担当課           |
| ○環境にやさしい交通環境の充実やモビリティの低炭素化に向けた普及啓発のほか、ごみの減量化・資源化の推進、里山の保全・緑化の促進などによる環境負荷の少ないまちづくりを進めます。 | 環境保全課<br>関係各課 |

## 個別目標 2 気候変動への適応

## 現状と施策展開の方針

気温の上昇や局地的な豪雨の増加、台風の強大化、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスク、災害リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

これら気候変動の影響に対し、日常生活・事業活動における被害を可能な限り回避・低減するため、災害時の地域防災力の強化や防災に関する情報提供、熱中症の予防啓発など、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を講じていきます。

また、気候変動の影響は地域の自然的・社会的特性によって生じ方が様々であることから、国・県の方向性を踏まえ、市民・事業者・研究機関などと連携の上、地域の気候変動の状況や適応策の事例などについて情報収集を行うとともに、市民・事業者への情報提供に努めます。

| 指標                           | 現状<br>(R2 年度)       | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度) |
|------------------------------|---------------------|-----------------|------------------|
| 自主防災組織活動カバー率 <sup>(注1)</sup> | 80%                 | 現状以上            | 現状以上             |
| 気候変動の適応に関する情報提供回数            | 10回 <sup>(注2)</sup> | 現状以上            | 現状以上             |

(注1)自主防災組織活動カバー率(%) = 自主防災組織加入世帯数 ÷ 市の世帯数 × 100

(注2)熱中症予防啓発及び防災情報提供回数

## 施策の内容

| 気候変動の影響への対策   | 担当課           |
|---|---------------|
| ○「印西市地域気候変動適応計画」に基づき、市域において気候変動の影響が生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野ごとに、必要な対策を講じます。 | 環境保全課<br>関係各課 |
| 気候変動の影響に対する理解促進   | 担当課           |
| ○本市における気候変動の影響に関連する情報を継続して収集し、最新の科学的知見とあわせて市民・事業者へ情報提供を行います。                    | 環境保全課<br>関係各課 |

## 現状と施策展開の方針

本市ではこれまで、「印西市地球温暖化対策実行計画（第4次印西市市内エコプラン）」に基づく取組を行うことで、市の事務事業に係るエネルギー消費の低減を進めてきました。

今後も引き続き、市も一事業者として脱炭素社会の実現に向けた取組を率先して実施することで、市全体のエネルギー消費量削減を図っていきます。

| 指標                          | 現状<br>(R2年度)               | 中間目標<br>(R8年度)            | 最終目標<br>(R13年度)           |
|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量          | 7,070t-CO <sub>2</sub> (注) | 6,784t-CO <sub>2</sub> 以下 | 4,242t-CO <sub>2</sub> 以下 |
| 公共施設における再生可能エネルギー発電設備の導入施設数 | 5施設                        | 7施設                       | 10施設                      |
| 公用車における環境性能に優れた自動車導入数(累計)   | 28台                        | 43台                       | 58台                       |

(注) 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の現状については、印西市地球温暖化対策実行計画（第4次印西市市内エコプラン）に基づき平成25年度の実績としています。

## 施策の内容

| 公共施設における脱炭素化の推進   | 担当課           |
|---|---------------|
| ○公共施設の省エネルギー化に向け、新築時にはZEBとするよう努めるほか、更新・改修時には断熱化や省エネルギー設備の導入など、省エネルギー性能の向上を図ります。 | 環境保全課<br>関係各課 |
| ○地域の脱炭素化を推進するにあたり、公共施設や市有地などにおいて再生可能エネルギー発電設備及び蓄電設備を導入していきます。                   | 環境保全課<br>関係各課 |
| ○市内における再生可能エネルギー由来の電力の利用を促進するため、公共施設において積極的な調達を行います。                            | 管財課<br>関係各課   |

| エコオフィスの推進  | 担当課           |
|--|---------------|
| ○公共施設におけるグリーンカーテンの設置を積極的に行うとともに、クールビズやウォームビズにより冷暖房の温度を適正に管理するなど、省エネルギーの取組を推進します。 | 環境保全課<br>関係各課 |
| ○公用車の購入にあたっては、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の導入に努めるとともに、エコドライブや走行ルート効率化など公用車を適正に使用します。 | 管財課<br>関係各課   |



人づくり

## 基本目標 5

パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

## 将来イメージ

- 家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題を学ぶ仕組みが整っており、日常生活や事業活動によって自らが環境に及ぼす影響を理解し、環境に配慮した生活や事業活動を実践する市民・事業者が増えています。
- 環境保全団体や環境保全活動に携わる企業・個人などへの必要な支援が充実しており、市内において活発な環境保全活動が取り組まれています。

## 関連するSDGs



環境学習



いんざい自然探訪

## 現状と施策展開の方針

本市では環境フェスタやいんざい自然探訪、市民アカデミーや環境に関する出前講座の実施など、市民・事業者に対する環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行っています。

今後は、市民・事業者が環境情報へ容易にアクセスできるよう、情報提供の仕組みを一元化するとともに、幅広い世代が環境保全について学べる場やプログラムの充実を図っていきます。

また、将来の担い手となる子どもたちが環境について考え行動することは、保護者や地域全体への波及効果が期待できることから、環境に関する情報や教材の提供、学校図書館における環境コーナーの書籍の充実・活用を進め、環境に関する学習内容の充実を図っていきます。

| 指標                      | 現状<br>(R2 年度)       | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度) |
|-------------------------|---------------------|-----------------|------------------|
| 環境情報の提供回数               | 24 回                | 現状維持            | 現状維持             |
| 環境講座・イベントなどの開催回数（市主催事業） | 22 回 <sup>(注)</sup> | 現状以上            | 現状以上             |
| 学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数 | 27 校（全校）            | 全校を維持           | 全校を維持            |

(注)環境講座・イベントなどの開催回数の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

## 施策の内容

| 環境情報の一元化と共有  | 担当課   |
|--|-------|
| ○市内の環境について市民・事業者と情報共有を図るため、印西市環境白書を公表するほか、市の広報紙やホームページなどで、各種補助制度や環境に配慮した取組事例などの環境情報を発信します。 | 環境保全課 |
| ○環境情報の一元化を図るため、環境情報を発信する方法・媒体などについて検討します。  | 環境保全課 |

| 環境学習の場と機会の創出  | 担当課           |
|---|---------------|
| ○市民・事業者が地域環境や保全活動に関心を持てるよう、環境講座・イベントなどにおいて普及啓発を図ります。                  | 環境保全課<br>関係各課 |
| ○職場体験学習や自然体験学習などの環境学習の機会を設けるほか、学校図書館の書籍の充実・活用を進めるなど、学校における環境教育を実施します。 | 指導課           |
| ○市民の学習ニーズや年齢層に合わせて、環境をテーマとする市民アカデミーや出前講座の実施を推進します。                    | 生涯学習課<br>関係各課 |
| ○図書館において、環境に関する書籍の充実を図るとともに、環境に関する資料の紹介に努めます。                         | 生涯学習課         |



## 個別目標 2 環境配慮行動の推進

## 現状と施策展開の方針

市内の環境をより良いものとするには、市民・事業者が環境配慮行動を実践するとともに、行政と連携した環境保全活動を行っていくことが大切です。

今後は、自発的に環境保全活動に取り組む NPO・市民活動団体などを積極的に支援するとともに、環境配慮行動に関する情報提供の充実を図ります。

また、環境保全に意欲のある人々と環境保全活動団体を橋渡しするネットワークを構築することで、様々な主体が連携する環境保全活動の活性化を促します。

| 指標                          | 現状<br>(R2 年度) | 中間目標<br>(R8 年度) | 最終目標<br>(R13 年度) |
|-----------------------------|---------------|-----------------|------------------|
| 環境保全活動団体数                   | 33 団体         | 現状以上            | 現状以上             |
| 市民・事業者との協働による<br>環境保全活動実施回数 | 9 回           | 現状維持            | 現状維持             |
| 環境配慮行動指針リーフレットの配布数          | 500 部         | 現状以上            | 現状以上             |

## 施策の内容

| 各主体における環境配慮行動の推進   | 担当課           |
|--|---------------|
| ○環境保全活動で役立つ知識・技術を学ぶ場の提供や協働事業の実施などを通じて、環境保全活動を行う NPO・市民活動団体などに対する支援を行います。 | 環境保全課<br>関係各課 |
| ○環境配慮行動の実践を促すため、市のホームページやイベントなどを通じて具体的な取組の情報提供を行います。                     | 環境保全課         |
| ○環境配慮行動に対するポイント付与制度など、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す仕組みづくりに向けた調査・研究を行います。         | 環境保全課<br>関係各課 |
| 各主体間の連携促進  | 担当課           |
| ○市民・事業者・行政の三者により、環境保全に関する意見交換や協働できる体制づくりを進めます。                           | 環境保全課         |
| ○多様な主体間の連携を促進するため、市民・事業者と環境保全活動団体をつなぐ「登録ボランティア制度（仮称）」の設定を検討します。          | 環境保全課         |



松虫寺の巨木